

# 十勝川流域下水道浄化センターの概要

## 1. 十勝川流域下水道の沿革

昭和43年	3月23日	帯広市公共下水道事業認可
昭和47年	9月20日	処理場建設着工
昭和52年	12月3日	流域下水道事業認可・建設着手、帯広市から施設譲与
昭和55年	1月18日	茅室幹線の一部及び処理場供用開始（帯広市接続） （施設規模27,000m <sup>3</sup> /日 処理能力13,500m <sup>3</sup> /日）
昭和55年	1月23日	十勝川流域下水道浄化センター通水式
昭和56年	3月	茅室幹線供用開始（茅室町接続）
昭和58年	3月	処理場の増設（処理能力27,000 m <sup>3</sup> /日）
昭和59年	2月10日	流域下水道事業認可変更（第1回）
昭和60年	3月	帯広幹線完成
昭和61年	4月10日	流域下水道事業認可変更（第2回）
昭和63年	3月	音更幹線供用開始（音更町接続）
昭和63年	12月	処理場の増設（施設規模54,000m <sup>3</sup> /日）
平成元年	3月	札内幹線供用開始（幕別町接続） 処理場の増設（処理能力40,500m <sup>3</sup> /日）
平成2年	3月	処理場の増設（処理能力54,000m <sup>3</sup> /日）
平成3年	2月22日	流域下水道事業認可変更（第3回）
平成5年	3月	処理場の増設（施設規模84,700m <sup>3</sup> /日 処理能力69,350m <sup>3</sup> /日）
平成5年	4月16日	流域下水道事業認可変更（第4回）
平成6年	3月	処理場の増設（処理能力 84,700m <sup>3</sup> /日）
平成7年	6月8日	流域下水道事業認可変更（第5回）
平成10年	6月17日	流域下水道事業認可変更（第6回）
平成11年	3月	処理場の増設（施設規模115,480m <sup>3</sup> /日 処理能力 96,990m <sup>3</sup> /日）
平成12年	5月	流域下水道事業認可変更（第7回）
平成14年	8月	流域下水道事業認可変更（第8回）
平成15年	6月	流域下水道事業認可変更（第9回）
平成16年	3月	処理場の増設（処理能力111,320m <sup>3</sup> /日）
平成16年	10月	流域下水道事業認可変更（第10回）
平成19年	8月	流域下水道事業認可変更（第11回）
平成21年	11月	流域下水道事業認可変更（第12回）
平成24年	3月	流域下水道事業認可変更（第13回）

## 2. 全体計画と現況

	全 体 計 画	内・認可済計画
計画区域面積	7,096.6ha	5,939ha
処理人口	200,540人	203,560人
処理水量(日最大)	88,810m <sup>3</sup> /日	89,930m <sup>3</sup> /日
敷地面積	10.35ha	10.35ha
幹線管渠	21,148m	21,148m
事業費	65,880百万円	62,610百万円（25年度末）
計画年次	昭和52～平成32年	昭和52～平成27年
事業主体	北海道	
関連市町	帯広市 音更町 茅室町 幕別町	

平成26年3月末現在の供用状況は、認可面積5,939.0haに対し、5,716.6haで96.3% 認可区域内計画人口203,560人に対し、処理区域内人口が206,325人で101%（うち水洗便所設置済人口は203,328人で普及率98.5%）となっている。

一市三町行政人口260,443人のうち、十勝川認可区域内人口は208,077人で79.9%を占める。

### 3. 事業主体と事務組合

#### (1) 施設整備

北海道（流域下水道管理者）と流域関連市町（帯広市、音更町、芽室町、幕別町）との協議に基づき、発注・施工管理等は北海道が行うこととし、また事業費のうち国庫支出金を除く額を北海道と流域関連市町が折半して経費を負担することとしている。

#### (2) 維持管理

北海道と流域関連市町との協議に基づき、維持管理については流域関連市町が処理し、経費負担することとしている。

また、流域関連市町は、この事務を共同処理するため、地方自治法に基づく事務組合を設置して実施している。

### 4. 水質管理・汚泥処分の現状

処理水の水質は、水質汚濁防止法の排水基準並びに下水道法に規定する技術上の基準に適合している。

排出基準	BOD 15 (mg/l)	SS (浮遊物質) 40 (mg/l)	大腸菌群数 3000 (個/ml)
平成23年度 (平均)	8.4	12	2
平成24年度 (平均)	7.5	8	1
平成25年度 (平均)	6.4	7	1

水処理により発生する汚泥は、嫌気性消化（メタン菌による有機物分解）によって減量化・安定化され、高分子凝集剤を添加してベルトプレス型脱水機、遠心脱水機で含水率83%の脱水ケーキとなる。それを更に間接（蒸気）乾燥機で乾燥させ含水率40%の乾燥汚泥とする。

発生した乾燥汚泥は、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「肥料取締法」の適用を受け、適正な処理処分が義務づけられている。

平成25年度発生した3,908.3tは、全量を緑農地還元している。